

各国における®マーク、™マークの使用について



2020年5月20日

1. はじめに

企業ロゴや商品名の傍らに「®」というマークを見掛けたことがある方も多いだろう。このマークは「The registered trademark symbol」と呼ばれるもので、商標が登録されていることを示すマークであり、多くの国で共通して使用され日本でもよく使用されているマークだが、もともとは米国制度、慣習に由来するものである。

2. 米国における®マーク

(1) ®マーク（アールマーク）が表示可能な商標

米国における商標保護の仕組みは、コモンロー上による商標保護を基礎としつつ、連邦レベルでの登録制度・各州が独自制定する登録制度による多重構造の制度となっている。

- ① コモンロー Common law
- ② 州商標法（各州の立法による保護）
- ③ 連邦商標法（通称ランナム法） Lanham law

このうち、連邦商標法は、2つ以上の州にまたがる取引や国際的な取引において使用される商標を保護している。®マーク（アールマーク）については（3）連邦商標法に規定されており、連邦商標法に基づく商標登録を行うことによって®マーク（アールマーク）を商標に表示可能となる。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務戦略部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務戦略部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務戦略部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

